

事業主 九茂富次郎
資本金 約三萬円

事業種類 電機器具製作

企業系統 ナシ

使用労働者 男三十四名

二、労働者側

争議参加職工 男四名

加盟労働組合 東京飲工組合（加盟者二十六名）

争議参加者中組合加盟者 全員

四、争議発生ノ時 昭和六年九月九日

五、争議発生原因

事業主ニアリテハ経営難ノ為職工ノ賃金均立分ノ減給ヲ断行セントシ本月初旬従業員一同ニ諮リタルニ従業員中山下一郎 勝浦長一郎 錦市藏 望月弘夫ノ四名ハ減給絶対反對ヲ表明

シテ口解雇ヲ希望セルヲ以テ事業主ハ従業員一同ノ意見ヲ徹シテ上林月九日未定今日労働組合ニ報告

山下 一郎 (時給二十五円) 山下一郎 (時給二十五円)

錦市藏 (月給一〇、〇〇〇円)

勝浦長一郎 (月給一〇、〇〇〇円)

望月弘夫 (月給一〇、〇〇〇円)

ノ四名ノ解雇ヲ発表シタルニ被解雇者ハ手音ノ増額ヲ要求シタルニ事業主ヨリ拒絶サレタルニヨリ

六、要求事項

目下ノ処口頭ヲ以テ復職ヲ歎願セル外文書ニヨリ要求書ヲ提出セタ

七、経過

八、従業員側

被解雇者四名ハ解雇手音ノ増額寸ヲ再三要求セルニ容レラ